

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 広告掲載規程

規程第3号
2012年1月21日制定

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下「本会」という）の広告に関する取扱い及び広告掲載基準等を定め、会員及び県民に広く情報を発信することにより、本会の社会的責任を果たし、かつ、広告料を得ることにより、本会の財政に寄与するものとする。

(定義)

第2条 本規程に定める広告媒体とは以下のものとする。

- (1) 本会の広報印刷物
- (2) 本会からの郵送物
- (3) 本会のホームページ
- (4) その他、広告媒体として活用できる資産

(広告掲載基準)

第3条 広告及び広告主が提供した内容は、公共性及び品位を損なう恐れがないものとする。ただし、以下の各号に該当する場合は、その広告を掲載しない。

- (1) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (2) 社会問題についての主義・主張
- (3) 誇大又は虚偽の恐れのあるもの
- (4) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (5) 第三者への誹謗中傷の恐れのあるもの
- (6) 第三者の著作権・財産権・プライバシー等を侵害する恐れのあるもの
- (7) 法令・規則等に反するもの
- (8) 青少年の健全な育成に反する恐れのあるもの
- (9) 貸金業に関するもの
- (10) その他掲載する広告として適当でないと本会が認めるもの

(情報内容の責任の所在)

第4条 掲載された広告内容についての一切の責任は、広告主が負うものとする。

(掲載の可否の判断)

第5条 掲載の可否の決定権は本会にあるものとし、本会が掲載することが不相当と判断した場合は、理由を述べずに掲載を拒否することができるものとする。

(規程の運用)

第6条 規程の一切の運用及び解釈は、本会が行う。

2 法令等の新設、改廃や行政庁の解釈の変更、または社会情勢等の変化に伴い、規程の運用を予告なしに変更できるものとする。

(免責事項)

第7条 広告掲載に関する免責事項は、別に定める広告募集要項に記載する。

(広告掲載期間および手数料等)

第8条 広告の掲載期間および手数料等は別に定める広告募集要項に記載する。

(広告掲載申込から広告掲載までの流れ)

第9条 広告掲載申込から広告掲載までの流れは、別に定める広告募集要項に記載する。

(規程の変更)

第10条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

付則 本規程は2012年1月21日に制定し、発効する。

付則 本規程は2016年3月19日から施行する。

付則 本規程は2017年12月16日から施行する。